

第三十条第二項の表を次のように改める。

自動車の種類別		
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車
	八十二	八十
専用自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの
	八十	八十一
専用自動車（二輪自動車を除く。）	車両総重量が三・五トン以下のも	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの
	七十九	八十
小型自動車（二輪自動車に限る。）	七十四	七十六
軽自動車（二輪自動車に限る。）	七十二	七十三
第五十八条第二十三項、第二十九項、第三十九項、第四十一項及び第四十二項中「同条第一項は」を削り、若しくは第百三十七項を、「第百三十七項又は第百七十七項」に改め、同条第四十五項中「同第一項又は第五十六項」を「第五十六項又は第百七十七項」に改め、同条第四十八項中「同条第一項は前項」を「前項又は第百七十七項」に改め、同条に次の二項を加える。	七十一	七十三
次表の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、平成十五年八月三十一日（第一号及び及び第三号に掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日）以前に製作されたもの（第四十七及び第五十六項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日道路運送車両法施行規則施行期日以後に製造されたもの（第四十七及び第六十二條の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）」については、第三十條第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める方法により測定した定常走行騒音及びび接続排気騒音の大きさがそれぞれ次の表の下欄に掲げる数値を超えない構造であればよい。	八十二	八十一
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以下この項において同じ。）を除く。）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	八十五	百七

一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のもの及び乗車定員十一人以上であつてすべし）の二輪動力車を伝送できる構造の動力伝達装置を備へたもの以外のもの並びに二輪自動車を除く）であつて、車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のものの

三 小型自動車（二輪自動車に限る。）

108 次の表の自動車の種類別の欄に掲げる自動車であつて、平成十四年八月三十一日（第一号及び第三号に掲げる自動車にあつては、平成十五年八月三十一日）以前に製作されたもの第二十三項、第二十九項、第三十九項、第四十一項、第四十二項、第四十五項及び第四十八項の自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて、平成十三年十月一日以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに道路運送車両法施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車を除く。）については、第三十条第二項の規定にかかわらず、第四十七項、第五十六項又は前項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は同令第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の第二項において準用する場合を含む。）若しくは道路運送車両法施行規則第六十二条の四の検査（運輸大臣が指定する自動車（型式指定自動車、同令第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあつては、新規検査又は予備検査）の際、別表第二に定める方法により測定した定常走行騒音及び加速走行騒音の大きさがそれぞれ次の表の下欄に掲げる数値を超えない構造であればよい。

[illegible]